

東京都における人権施策について

人権部概略（１）

都民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権施策の企画立案や調整、人権尊重の理念等の普及啓発、研修、人権相談機関との連携、犯罪被害者等支援などを行い、人権施策を総合的に推進している。

また、我が国固有の人権問題である同和問題の早期解決に向け、関係機関及び関係団体との連絡調整等を行っている。

【所掌事業】

- 1 総合的な人権施策の推進
- 2 同和問題解決のための取組（企画課・人権施策推進課）
- 3 東京都人権プラザの運営（人権施策推進課）
- 4 (公財)東京都人権啓発センターに関する事務（人権施策推進課）

人権部概略（２）

○「東京都人権施策推進指針」（平成12年策定、同27年改定。以下、指針）や、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」（平成30年策定、令和４年改正。以下、人権尊重条例）などに基づき、各局と連携して取組を推進。

○普及啓発については、各種啓発行事や啓発冊子等の発行、人権啓発拠点（東京都人権プラザ（港区芝））での事業展開等、様々な手法を用いて人権尊重の理念の定着を図っている。



東京都人権プラザ外観

人権部概略（３）

- 指針では、「人権課題ごとの現状と東京都の施策の方向性」や「施策の進め方」、「重点プロジェクト」等を示しており、本指針に基づき、人権が尊重される「世界一の都市・東京」の実現に向け、様々な取組を推進
- なお、指針に掲げる各人権課題（※）のうち、人権部が主担当となる人権課題は下線のとおり。
- その他の施策については、所管各局でそれぞれの施策体系のもとで、指針の基本理念を踏まえ実施（一部、人権部と連携して対応する施策もあり）。

（※）①女性、②子供、③高齢者、④障害者、⑤同和問題、⑥アイヌの人々、⑦外国人、⑧HIV感染者・ハンセン病患者等、⑨犯罪被害者やその家族、⑩インターネットによる人権侵害、⑪北朝鮮による拉致問題、⑫災害に伴う人権問題、⑬ハラスメント、⑭性同一性障害者、⑮性的指向、⑯路上生活者、⑰様々な人権課題（刑を終えて出所した人、個人情報流出やプライバシー侵害等）

（注）⑭は、現行施策において「性自認」の人権課題として対応

人権部における 各種人権施策の推進

1. 施策推進について

- 指針に基づき、啓発・教育、救済・相談、支援・連携の3つの観点から総合的に人権施策を推進するとともに、民間団体・国・他自治体等との連携を強化し、国際都市にふさわしい人権尊重の理念が浸透した社会を実現するための人権施策に取り組んでいる。
- また、有識者からの専門的な助言を得て指針の基本理念の実現に向けた取組を行うため、「東京都人権施策に関する専門家会議」を設置し、運営。

2. 人権尊重条例等に基づく施策（1）

- 東京オリンピック・パラリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も許されないという人権尊重の理念が広く一層浸透した都市となることを目的として、平成30年に人権尊重条例を制定。
- 条例の趣旨を踏まえ、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消や啓発等の推進、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下、ヘイトスピーチ）の解消に向けた取組とあわせ、様々な人権課題に対応。
- とりわけ、性自認及び性的指向に関しては、条例及び「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」（以下、基本計画）を策定、次ページのとおり、多面的に様々な事業を実施。

2. 人権尊重条例等に基づく施策（2）

○パートナーシップ宣誓制度（人権尊重条例）

多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、性的マイノリティのパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるために令和4年度創設。

受理証明書は原則オンラインで届出及び交付。交付組数は、令和6年6月30日時点で1,265組で、都内自治体や民間事業者との連携・協力等に取り組んでいる。

○LGBTフレンドリー宣言（基本計画）

職場における多様な性への理解が促進されるよう、民間企業の人事・採用担当者等を対象に無料のオンライン研修等を実施するとともに、受講企業自らが「LGBTフレンドリー宣言」を行う取組を推進。

○交流の場・機会（基本計画）

若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場・機会を提供。

○アライマーク（基本計画）

性的マイノリティの方々への理解や支援の意思を表明していただくため、アライマーク「TOKYO ALLY」を令和6年3月に作成、同年7月より、東京都に在住、在勤又は在学の方で、東京都の資料を通読いただいた方等を対象に、グッズ（ピンバッジ）配布を開始。

○その他、各種相談事業（電話・SNS）等を実施



アライマーク

2. 人権尊重条例等に基づく施策（3）

- ヘイトスピーチの解消に向け、人権尊重条例の規定により審査会を設置。
- 審査会は、表現活動がヘイトスピーチに該当すること、知事が講ずる拡散防止措置や事案の概要等の公表について意見を述べるものとしている。
- また、人権尊重条例の規定に基づき、必要な調査審議を実施。

条例第12条の規定（ヘイトスピーチの概要公表）に基づく事案の取扱状況

令和6年3月31日現在

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申出件数※	51	76	18	94	34
概要等公表事案数	5	7	4	4	13

※申出件数は、同一表現活動（事案）に対し複数の申出を含む。

3. 犯罪被害者等への支援（1）

- 令和2年4月に施行した「東京都犯罪被害者等支援条例」、及び同条例に基づく犯罪被害者等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定した「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」（令和3年2月策定。令和7年度までの5か年が計画期間）に基づき、関係機関の連携を強化し、犯罪被害者等支援の充実に取り組んでいる。
- 犯罪被害者等への支援としては、総合相談窓口を公益社団法人被害者支援都民センターと協働して運営し、被害者からの相談を受け付け、精神的支援、裁判への付添支援などの施策を実施。

3. 犯罪被害者等への支援（2）

- 性犯罪・性暴力被害者への支援については、心身の負担軽減や早期回復、被害の潜在化の防止等を図るため、24時間365日被害者からの相談を受け付け、医療、精神的ケア、捜査関連支援等にワンストップでつなぐ支援事業を実施
- 令和5年度には「子供・保護者専用性被害相談ホットライン」や性被害に関するLINE相談窓口を新規開設
- また、犯罪被害者等に対し、見舞金給付、転居費用助成、無料法律相談及び被害者参加制度における弁護士費用助成を実施し、被害に遭ったことで生じる経済的負担の軽減を図っている。

東京都における 人権啓発の取組について

令和5年度の実績について

1. 人権週間等における主な啓発事業

(1) ヒューマンライツ・フェスタ東京

平成27年度から実施している東京都主催の大型人権啓発イベント

① 開催日／場所

令和5年11月18日／新宿駅西口広場イベントコーナー、
25日、26日／東京国際フォーラム

※ 一部プログラムでオンラインでのライブ配信を実施

② メインテーマ

「インクルーシブシティ東京」

③ 主な企画

トークショー、プレゼンコンテスト、手話パフォーマンス、ダンスパフォーマンス
音楽ライブ、企業セミナー、スポーツ体験、パネル展示等

※ 3日間で約14,800名が参加

※ ホールイベントの一部プログラムは事前予約制で実施

④ プログラムの実施状況

■ 新宿駅西口会場



● 同和問題トーク&猿まわし

- ・ 出演者：
村崎太郎さん

● ダンスパフォーマンス

- ・ 出演者：
MORIKO JAPANさん（網膜色素変性症の白杖ダンサー）



● けん玉多文化交流ワークショップ

- ・ 出演者：
シンノスケさん、MCノブさん

■東京国際フォーラム



●LGBTQ+トークショー

- ・出演者：
木本奏太さん（映像クリエイター）
みたらし加奈さん（臨床心理士）



●手話音楽ライブ

- ・出演者：
HANDSIGNさん



●車いすダンスショー

- ・出演者：
かんばらけんたさん

●ユニバーサルスポーツ体験 車いすバスケットボール



(2) 学校との連携

①小学生人権啓発ポスター展

- ・ 都内 4 校の児童が描いた啓発ポスター60作品を展示
- ・ 特設ホームページにて、オンライン形式で実施



②交通広告

- ・ 上記作品を活用し、電車の車内広告を実施



杉並区立久我山小学校



墨田区立八広小学校



小平市立小平第九小学校



日の出町立本宿小学校

(3) スポーツ組織と連携した人権啓発活動

都内に拠点を置くスポーツチームの試合会場において、人権啓発映像の放映、来場者出入口での人権啓発グッズの配布、のぼり旗の掲出による啓発活動を実施

(1) F C 東京

7月16日(日)味の素スタジアム

来場者数：37,014名

(2) F C 町田ゼルビア

7月22日(土)町田GIONスタジアム

来場者数：5,225名

(3) 東京ヴェルディ

8月26日(土)味の素スタジアムにて実施

来場者数：6,363名



情報誌等への広告
(マッチデープログラム)



トートバッグ

(4) 各種媒体を活用

① 広報東京都

- ・ 広報東京都12月号に人権特集記事を掲載（表紙及び見開き面の合計3面）
- ・ 新聞折り込み並びに区市町村の窓口等で配布

② テレビCM等

①放映期間等：令和5年11月30日～同年12月8日 民放3局

②ナレーション：石川由依さん

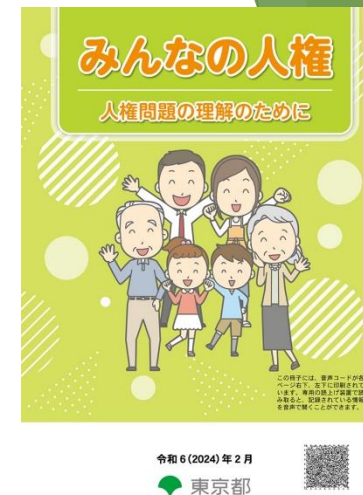
※ラジオCM、東京動画配信、交通広告及び街頭ビジョンも実施



2. 啓発資料等の発行・配信

(1) 啓発冊子の発行

- ・「みんなの人権」「明るい社会をめざして」「外国人の人権」「アイヌの人々の人権」「犯罪被害者等の人権」「性自認・性的指向」ほかを作成・発行



(2) 東京都人権部チャンネル

- ・各人権課題についての動画を作成



東京都人権部チャンネル

東京都 Tokyo Metropolitan Government
25本の動画 38,824回視聴 最終更新日: 2024/04/10



東京都の人権施策に関する動画をご紹介します。
最新情報は、東京都人権部ホームページ「じんけんのとびら」をご覧ください。
<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10jinken/tobira/>



性被害に関する相談窓口
東京都 Tokyo Metropolitan Government • 243 回視聴 • 2 週間前



人権啓発映像「誰もが自分らしく生きるため」
東京都 Tokyo Metropolitan Government • 13万 回視聴 • 2 週間前



ヒューマンライツ・フェスタ東京2023 (ダイジェスト)
東京都 Tokyo Metropolitan Government • 327 回視聴 • 1 か月前



犯罪被害にあった方のつらさを考えたことはありますか?
東京都 Tokyo Metropolitan Government • 448 回視聴 • 5 か月前



インターネットによる人権侵害 (個人情報編)
東京都 Tokyo Metropolitan Government • 6.1万 回視聴 • 1 年前



インターネットによる人権侵害 (まとめ30秒編)
東京都 Tokyo Metropolitan Government • 11万 回視聴 • 1 年前

3. 東京都人権プラザの運営

展示室や図書資料室、セミナールームを有するほか、人権相談の機能を備えた、都の人権啓発の拠点施設



港区芝2-5-6 芝256スクエアビル1・2階

人権プラザにおける啓発事業

(1) 企画展

「いっしょに生きる ― 身体障害者補助犬法成立から20年」など

(2) 子供人権教室

「じぶん、まる！ひとりじゃないよ。じぶんでいいよ。～性の多様性から「じぶん」について考える～」など

(3) 人権啓発指導者等養成セミナー

「SNSの教え方 ― これからの情報リテラシー教育を考える」など

(4) 人権問題都民講座

「日本で暮らす外国人と共生する未来 ― 地域と外国人の交流する空間を考える」など

(5) 図書資料室附帯事業

「『ゴールデンカムイ』で知るアイヌの伝統的な食文化」など

(6) 体験・交流型の新たな事業「インクルーシブシティ東京プロジェクト」

「人権ディフェンダーになるための4日間集中プログラム<ユース向け>」など

4. 令和6年度の主な施策のポイント

(1) 人権週間等における主な啓発事業

- ➡ ヒューマンライツ・フェスタ東京を、多摩地域においても新たに開催し啓発を強化

(2) 啓発資料等の発行・配信

- ➡ 啓発手法等も含め検討し、工夫して実施

(3) 東京都人権プラザの運営

- ➡ 社会的に関心の高い人権に関する分野や、気づきにくいが大切な分野について、講座等を実施

5. 啓発事業の実施状況

(1) 都民の人権川柳について

「都民の人権川柳」で、広く都民から募集し、人権について考えるきっかけとするとともに、優秀作品を活用し、著名人へのインタビューを交えた動画を作成し、人権啓発を図る。

募集内容

- 応募資格
都内在住・在勤・在学の方
- 募集テーマ
「インターネットを正しく使うために」等
- 募集期間
令和6年7月17日～令和6年8月30日
- 受賞作品発表
令和6年11月下旬

令和5年度 「都民の人権川柳」 入賞作品

「テーマ」身のまわりの人権

「当たり前前」誰にとつての「当たり前」？

「テーマ」世界中に笑顔があふれるように
スマイルは何マイルでも越え届く

「テーマ」世界中に笑顔があふれるように
認めあう 笑顔が世界の共通語

「テーマ」困っている人を見かけたら
その親切 人も自分も救われる

「テーマ」インターネットを正しく使うために
一言に 覚悟を持って 投稿を

「テーマ」一人ひとりの個性を大切にしよう
多様性 ひとりひとり オリジナル

「テーマ」身のまわりの人権
冗談で 言った言葉が 深い傷

人権週間 12/4～12/10

みんなの人権110番 0570-003-110
こどもの人権110番 0120-007-110
外国人の人権ホットライン 0570-070-810
東京都人権アライアンス 03-6722-0124

東京都人権啓発活動ネットワーク協議会
（東京都、東京都庁、東京都人権啓発協議会、12都府県人権啓発協議会）

(2) スポーツ組織と連携した人権啓発活動

都内に拠点を置くスポーツチームの試合会場において、人権啓発映像の放映、来場者出入口での人権啓発グッズの配布、のぼり旗の掲出による啓発活動を実施

読売ジャイアンツとの連携

令和6年8月6日（火）東京ドーム（対 広島東洋カープ戦）

●放映する啓発動画

インターネットでの誹謗中傷、部落差別、東京都人権尊重条例

